九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

明治十年三井物産会社の肥前多久石炭約定書

秀村，選三
九州大学経済学部

https://doi.org/10.15017/13630

出版情報：エネルギー史研究 ： 石炭を中心として. 7, pp.64-69, 1976-10-15. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

明治十年三井物産会社の肥前多久石炭約定書

秀村選三

肥前多久地方では近世後期から明治前期に多数の零細小炭坑が簇立していた。「旧佐賀県史稿、政治之部・工業」によると、明治八年には次の通りであった。

小城郡高木川内村炭坑三ヶ所

従前開業場

麻畑山　蜂之巣　仁田尾

出炭高四百八拾九万四千三百六拾九斤

代金壱万〇三百七拾壱円三拾六銭八厘

同郡小侍山炭坑六ヶ所

従前開業

狩谷山

出炭高五百三拾九万六千五百三拾弐斤

代金三千九百四拾九円〇四銭三厘

本年四月開業

遠見山　裏狩谷　柚ノ木原

出炭高七百二拾八万三千弐百四拾四斤

代金四千八百五拾三円四拾八銭四厘

本年十一月開業

高木川内山

出炭高五万五千斤

同郡多久原村炭坑弐ヶ所

従前開業場

茂平山　四下山

出炭高六百拾三万六千百〇六斤

代金三千九百七拾七円四拾九銭八厘

仝郡多久町村炭坑弐ヶ所

本年四月開業

岩門

出炭高弐拾四万八千七百九拾弐斤

代金百弐拾四円三拾九銭五厘

本年十一月開業

山仁田

出炭高三万斤

これを、この前後の資料、たとえば明治六年十一月到十二月、仝七年一月二月『官省進達』（佐賀県立図書館所蔵）に見える炭坑の調査や、明治十一年の『長崎県小城郡村誌抄』（多久市立図書館所蔵）或は明治十四年の『鉱山沿革調』（高取産業株式会社写本）と対照すると、いかにその興廃が激しかったかが推察できる。しかも此等の石炭ははじめ牛馬背運送によって古賀津へ出され、そこから多久川・牛津川・六角川の舟運によって住ノ江へ出されていたが、その後、古賀津よりも

上流に山崎・長尾の両土場（当地方では石炭積出場の川岸を土場と云っている）が開かれ、川舟により多久川を利用して古賀津に下すようになった。また一方では羽佐間水道―もともと農業用水であるが―を利用して川舟により石炭を下し、松瀬村迦シで水道と本川が最も近く寄った場所で石炭を上げた。古賀津・迦シからは所謂上荷船に積み換えて住ノ江まで下し、ここで本船に積み換え、長崎其他各地に送られたのであった。

かかる状況のところに、明治十年二月二十六日三井物産会社は多久の坑業人と同年三月より五月まで三ヶ月間多久地方石炭の購買の仮契約を定めた。さらに三月には右の仮契約は八月まで満六ヶ月間の本契約に改められた。ここに紹介するのは後者で仮契約（仮約定書）と文言はほとんど同じである。（いづれも『鉱山雑載』佐賀県立図書館所蔵におさめられている）。一ヶ月石炭二百万斤の売買契約で、石炭の品位を四等に分ち、松瀬村迦シに石炭各種品位の見本を備え、石炭請渡の時には問屋瀬戸口襄貞と三井物産の出張人とが立会い、見本を比較して石炭の品位を定め、問屋よりは上荷船一艘ごとに炭質の区別、坑名、坑主名等を詳細に記した送状を渡すことになっていた。そして上荷船のまま物産会社と問屋が立会い、上荷積石炭等級品位を定め、以後積み換えず、もし迦シにおいて改め後、本船に積入の際に品位相違の時は、本船において受取らず、其事より起る損失は坑主代表に帰すること、斤量は本船での受取高を以て取り扱うことになっており、上荷船積入石炭に濡石有る時は本船において受け取らざること、但し濡石炭量目増加の上渡したき依頼の分は、百斤につき五斤以上の増量をもって渡すこととした。また迦シ土場まで多量の石炭を運送したにかかわらず、物産会社が請取方をことわる際は、迦シ土場囲いの石炭の代価十分の六より少なからざる金員を各坑主へ内渡しする契約であった。本文は左の通りである。

「肥前　石炭約定書

多久

明治十年三月一日ヨリ同八月三十一日迄、満六ヶ月間、多久炭坑長崎県下三十九大区四小区小侍村　多久原村二ヶ村ヨリ採収之石炭三井物産会社ェ売渡候ニ付、右両村炭坑主或ハ稼人代理原猷一・梅崎義剛・吉岡久泰・武藤廉平・副島哲吾外九名ト三井物産会社代理羽太紀克ト取結フ処之条約如左

第一条

一炭坑有之村名弁字共左ニ通リニ候事

小侍村

字蜂ノ巣　原　猷一
同仁田尾　山口番右ェ門
同狩谷　稗田市郎次
同柚木原　鈴山泰四郎
右一等炭出坑之部
同裏狩谷　西岡重助
同麻畑　副島五郎助
同高木河内　副島哲次
右二等炭出坑之部
同狸谷　大坪重貞
同屋敷谷　山口太右ェ門
同遠見山　森　文蔵
右三等炭出坑之部
同小池谷　熊崎　繁
同中尾山　久我猪平
右四等炭出坑之部

多久原村

同茂平　　木村茂造

右三等炭出坑之部

同茂山　　西山半三郎

右四等炭出坑之部

〆

第二条

一石炭品位ヲ四等ニ定ム代価之事

第一等品石炭壱万斤ニ付　代金拾七円七拾五銭

第二等品石炭壱万斤ニ付　代金拾七円二拾五銭

第三等品石炭壱万斤ニ付　代金拾六円七拾五銭

第四等品石炭壱万斤ニ付　代金拾五円七拾五銭

右四品共住ノ江ニ於テ本船ヱ請取直段之事

尤一ヶ月渡高約定数左ニ

第一等品　合百三拾万斤ヨリ不少

第二等品

第三等品

第四等品　合七拾万斤ヨリ不多

右之割合ヲ以月々相渡可申、万一三四等之石炭不足スルトキハ一二等之石炭ヲ以埋メ方可致、尤代価等級之分チニ随ヒ勘定可致事

第三条

一此条約之石炭ハ総テ大塊タリ、タトヘ小塊混交スルトモ、一寸角以上之塊炭ニ限リ候事

第四条

一各炭山坑主代理原猷一・梅崎義剛・吉岡久泰・武藤廉平・副島哲吾外九名ハ前書之両村ヨリ毎月出坑之石炭高ヲ別紙ニ取調ヘ、前以テ三井物産会社ヱ相渡可置事

第五条

一塊炭一ヶ月二百万斤ヲ三井物産会社ヱ第二条之定価ヲ以、本年三月一日ヨリ同八月三十一日迄満六ヶ月間買収候ニ付、尚此余ニ出炭アリテ売捌ヲ要スルトキハ、先ツ三井物産会社之要否ヲ問合スベシ、約定高二百万斤之外ナル石炭ハ坑業人之手ニテ勝手ニ売却スルト雖モ、約定高不相捌前ハ外方ヱ相渡申間敷候事

但定約外之石炭ヲ他ヨリ三井物産会社ヱ売却センヲ乞トキハ必ス代理人ヱ問合セ承諾之上、之ヲ買収スルヲ要シ候事

第六条

一右書載炭坑主十四名之内、原猷一・梅崎義剛・吉岡久泰・武藤廉平・副島哲吾等三井物産会社共、此約定書調印前ニ石炭各種品位之見本一、二、三、四等ニ分チ、松瀬村迦シニ備置、請渡之度ニ右惣炭主之為ニ受取渡方ヲナス代理ナル迦シ住居ノ問屋瀬戸口襄貞ト三井物産会社之出張人ト立合、右之見本ニ比較シ買収之品位ヲ定メ候事

第七条

一右問屋瀬戸口襄貞ヨリハ上荷船一艘毎ニ炭質一、二、三、四等之区別、坑名等坑主之名共、詳細ニ記載シタル送リ状ヲ可相渡置事

第八条

一松瀬村迦シニ於テ三井物産会社ト右問屋瀬戸口襄貞ト立合、石炭質上荷船之儘相改可申事

第九条

一斤貫之儀ハ総テ本船ニテ受取高ヲ以取受ベシ

右問屋瀬戸口襄貞ト引合記帳勘定スヘシ、尤石炭受渡ハ時ニ書面取換之事

但石炭代価ハ此約定主代理原猷一・梅崎義剛・吉岡久泰・武藤廉平・副島哲吾或ハ此約定書調印ニ炭坑主又ハ確証アル代理人ヱ三井物産会社ヨリ直ニ相渡候事

第十条

一上荷積石炭等級品位ハ松瀬村迦シニ於テ改之節、上荷積ヲ以目的トシ、是ヲ積換改メザルニ付、迦シニテ改後本船エ積入之節、万一其品位相違シタル時ハ本船ニ於テ之ヲ受取ラザルノ権理ヲ有スル事勿論之儀ニ付、其事件ヨリ差起タル損失ハ原猷一・梅崎義剛・吉岡久泰・武藤廉平・副島哲吾外九名ニ引受、全ク三井物産会社ニ関係無之事

但本船エ積受後、等級品位相混スル事露顕スル歟、或ハ品質之争論差起ルトモ、右炭坑主則此約定主ニ関係ナク本船之責ニ任スル事

第十一条

一本船ニ石炭渡方之節ハ従来之通リ五分之サシ、則一万斤ニ付五百斤宛用捨トシテ、余分ニ炭坑主ヨリ本船エ相渡サルベシ

第十二条

一上荷船積入之石炭ニ濡石有之時ハ、本船ニ於テ是ヲ受取ラサル共、上荷船ヨリ苦情申立不相成候事

但濡石炭量目増加之上相渡度依頼之分ハ此限ニ非ス、併用拾五分之外ニ百斤ニ付五斤ヨリ少カラサル増量ヲ相渡スヘシ、尤本船〻頭ト相談之上、雨中船積之節ハ此限ニ非ラス

第十三条

一本船ニ積取相済候迄ハ総テ此約定主代理原猷一・梅崎義剛・吉岡久泰・武藤廉平・副島哲吾引請ニ付万一損失差起リ候共三井物産会社ニ於テ一切関係無之事

本船ニ請取後之損失者各坑主エ関係無之、総テ船方ト三井物産会社トノ運送条約ニ依テ所分可致事

第十四条

一三井物産会社ヨリ代金払之儀ハ毎月両度ニ相渡シ可申事、尤必品位(改)改済本船ヘ請取リタル代価之外ハ払ハサル事

第十五条

一松瀬村迦シ土場迄多量之石炭運送ニ相成、三井物産会社ニ於テ請取方ヲ断候節ハ迦シ土場囲石炭之代価十分之六ヨリ少カラサル金員ヲ各坑主エ内渡シスベシ

但此約定書記載高之分ニ三井物産会社ニ買収ヲナストキハ同社出張人エ炭坑主代理原猷一・梅崎義剛・吉岡久泰・武藤廉平・副島哲吾外九名ヨリ前以テ其炭高ヲ報知致シ、協議之上約定高之振合ニ依テ内渡金ヲ相払ベシ、併約定高之外買収セサル中ハ此限ニアラス、万一三井物産会社ニ於テ約定高之石炭ヲ一ケ月以上モ受取方ヲ相断候節ハ已ニ内渡済十分之六ヨリ少カラサル金員ニ惣高拾分之八ヨリ多カラザル割合則十分之六ヲ渡ストキハ其上ニ十分之二ヲ加ヘ内渡金ヲ相増候、乍併各炭坑主之方ニ於テ内金請取ト雖モ、三井物産会社ヨリ船積ヲ乞時ハ、先前ヨリ次第ヲ追テ無遅滞速ニ積入レ致スヘシ

第十六条

一確証アル天災幷非常之変動ヲ除之外ニ、約定期限中原猷一・梅崎義則・吉岡久泰・武藤廉平・副島哲吾外九名之方ニ於テ毎月定額之石炭高ヲ減スルトキハ其減高之定価之倍金定価千円ナレハ二千円ヲ以償ヘヲ為償金三井物産会社エ可相払、就テハ同社ニ於テ代金払方期限ニ背ク時ハ、其石炭定価之倍前ニ同ジ金ヲ為償金炭坑主十四名可相払事

第十七条

一確証アル天災幷非常之変動ヲ除キ、万一約定期限幷此約定ケ条ヲ破約スルトキハ其違約起シタル方ヨリ此約定期限中定額之石炭代価高ニ当ル金ヲ為弁償一方エ可相払事

第十八条

一此条約期限ハ明治十年三月一日ヨリ同八月三十一日迄満六ケ月間ト相定メ、満期後尚引続ト不続トハ双方共相断度ト否ト当満期一ケ月

前ニ可申立事

第十九条

一此条約前書之廉々相定ムルト雖モ、尚実地都合ニ由リ増加スル件モ有之可申候、其節ハ協議之上可相決事

右結約之各件違背無之為、証二通相認、各手記調印シ一通リ宛双方受領致シ置候処如件

三井物産会社代理　羽太紀克

長崎県下三十九大区四小区炭坑各主代理

同　四十大区一小区今宿裏名　原獻一

同県　三十七大区一小区山口村　梅崎義剛

同県　三十九大区四小区多久村　吉岡久泰

同県同村　武藤廉平

同県同村　副島哲吾

前書之趣相違無之ニ付致奥印候也

長崎県三十九大区々長　南部長虎

同　大区四小区戸長代理副戸長　川副鼎蔵

手島秀一郎」

右の約定書について長崎県第二課では「三井物産会社ト小城郡多久坑業人ト石炭売買定約別紙之通取結候段、届出候、右ハ商法上相対之義ト雖モ、坑業盛興之為聊官誘ニ発リ候義ニ付、勧業課ニ於テ幾分歎保護セサルヲ不得義ト存候……」と述べている。長崎県としても多久地方の石炭業のために、この契約の締結をすすめることがあったらしい。坑業人代表の一人原獻一の経営する小侍村蜂の巣坑について、『鉱山沿革調』は、「仝十年ノ春三井物産会社長崎支店ヨリ売買約定希望出願スルニ就テ県庁ノ保護ヲ戴キ、十一年七月迄会社ニ販売」と見え、県庁の保護があったことも明らかである。

この契約にもとづいて多久地方の石炭が三井物産へ販売されたことは副島家文書（多久市立図書館所蔵）の中に明治十年三月から十月に数通の石炭販売代金受取証等が含まれていることでも明らかである。たとえば

「　仮受取証

一狸谷石炭拾萬斤　本約定三月分

一同　石炭五萬斤　後約定三月分

（三井）物産会
（社出）張割印

右正ニ受取申候也

三井物産会社出張

明治十年五月廿五日　松本勝治㊞

遠藤彦太郎㊞

副島哲吾様」

とあるが如きである。これらの受取証が九月、十月の日付になっていることは、この契約が九月以降も更に継続したと推察させる。事実、前掲の如く、十一年七月までは継続したのであった。それにしても、三井物産会社の主導権の強い石炭購入であり、このため販売者たる坑業人の間でも連携・対応の機運は動いていたと思われる。十一年六月

には多久の坑主らが協議して運炭舎を設立し、三菱会社と深い関係をもつようになる。三井と三菱の対立・競合は肥前小城郡・東松浦郡の小天地をめぐってすでに明治一〇年代に見られ、後年まで継続しているのである。

〔後記〕

小稿は秀村「明治前期肥前多久地方における石炭運送体系の胎動」（『宮本又次博士古稀記念論文集』所収）と関連するものである。

小稿をまとめるにあたり、佐賀県立図書館、多久市立図書館、福岡博氏、細川章氏に種々御世話になった。紙上を借りて感謝の意を表する。

執筆者紹介（執筆順）

和田　一夫	一橋大学大学院経済学研究科博士課程
宇田川　勝	法政大学専任講師（経済学部）
秀村　選三	九州大学教授（経済学部）
福沢　重利	直方市石炭記念館館長
川内　昇	多久市長公室室長
入江　寿紀	西日本鉄道本社勤務
町田　保次	佐賀行政監察局勤務
細川　章	多久市立図書館司書
佐合藤三郎	元『労務管理年誌』編集委員
東定　宣昌	第一経済大学専任講師
坪内　安衛	私設伊万里湾域石炭産業史資料室（元立川鉱業所労組委員長）
今野　孝	麻生セメント本社社史資料室勤務
今津　健治	神戸大学助教授（教養部）
八田千恵子	佐賀新聞記事目録年表